

早島町心身障害者医療費給付条例（昭和48年9月20日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岡山県
3. 市区町村名	早島町
4. 届出番号	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	早島町心身障害者医療費給付条例（昭和48年9月20日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		早島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年早島町条例第2号）別表第1第10項 早島町心身障害者医療費給付条例（昭和48年9月20日制定）による医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第一条	早島町心身障害者医療費給付条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、「障害者及び障害児」が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって「障害者及び障害児の福祉の増進を図る」とともに、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことを目的とする。	この条例は、心身障害者(以下「障害者」という。)の受療を容易にするため、「障害者」に対し医療費支給の措置を講じもって「障害者の福祉の増進に資する」ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		早島町心身障害者医療費給付条例(昭和48年9月20日制定) 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則(昭和48年9月20日制定)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	早島町心身障害者医療費給付条例第5条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	早島町心身障害者医療費給付条例第5条の規定による受給資格証交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ト	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第1項第1号、第3号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号リ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第1項第2号、第3号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報	知的障害者福祉法第十一条第一項第二号ハの判定に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ル	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号7	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号7	早島町心身障害者医療費給付条例第10条 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第8条
②情報提供者	内閣総理大臣	内閣総理大臣
③提供を求める特定個人情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報	公的給付支給等口座登録簿関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号	早島町心身障害者医療費給付条例第12条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十二条第一項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	早島町心身障害者医療費給付条例第12条の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号1	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号2	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第2号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ハ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第1項第1号、第3号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第10条
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ホ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第10条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項11号ハ	早島町心身障害者医療費給付条例第3条第2項第1号 早島町心身障害者医療費給付条例施行規則第10条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月28日
独自利用事務の対象者	重度心身障害者等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年12月18日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし

評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	